



人が居住する建物や世帯などに関する実態を明らかにし、住生活に関連する施策の基礎資料とするため、10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します。

9月中旬から、「調査員証」を携行した調査員が調査をお願いする世帯に伺います。この調査は、パソコンやスマートフォンを使って、より簡単に回答することもできますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

問 企画財政課企画調整班

☎84-1218

ご協力をお願いします 東京都市圏パーソントリップ調査

人の1日の移動を把握し、暮らしやすい都市づくりの検討を進めるため、千葉県は横芝光町と共同で、9月～12月にかけて、交通に関する「東京都市圏パーソントリップ調査」を実施します。

この調査結果は、将来の道路網計画や災害時の帰宅困難者対策の検討等に広く利用できます。

調査実施にあたり、住民基本台帳を基に無作為に選んだ世帯を対象に、調査票をお送りしますので、調査票が届きました際には、ご協力をお願いします。

問 千葉県都市計画課

☎043-223-3161

国民年金保険料の納付忘れはありませんか？ 「5年後納制度」の終了

後納制度とは、時効により納めることができなかった2年以上前の国民年金保険料を、過去5年分までさかのぼって納めることができる制度です。この「後納制度」が、平成30年9月30日(日)で終了します。

この制度を利用することで、年金を受給するために不足していた受給資格を得られる可能性や将来受け取る年金額が増額します。

※050から始まる電話でおかけになる場合

☎0570(003)004

☎03(6630)2525

千葉年金事務所

☎043(242)6320

佐原年金事務所

☎0478(54)1442

あなたの相続手続を応援します！

「法定相続情報証明制度」を「存じですか？」

全国の法務局では、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」の取扱いを行っています。

これまででは、相続のさまざまな手続を行う際に、亡くなられた方の戸籍謄本等取得して、それぞれの窓口にも何度も出し直す必要がありました。法務局に戸籍謄本等を提出し、相続関係を一覧にした証明書(法定相続情報)の交付を受け、この証明書を各関係機関に利用することで、戸籍謄本等の書類を何度も出し直す必要がなくなります。

また、現在は、法定相続情報一覧図を相続税の申告に利用することもでき、相続に関する各種手続の負担が軽減できます。

「法定相続情報証明制度」の詳しい内容や手続方法は、法務局ホームページをご覧ください。最寄りの法務局へお問い合わせください。

問 千葉地方法務局匝瑳支局 ☎(72)03334

(ホームページ) <http://hounmukyoku.moj.go.jp/chiba/page000196.html>

